

## 農産物の放射性物質規制値の早期設定等に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故による放射能汚染被害は、国民生活に大きな不安と経済的損失を与え続けている。特に、農畜産物への影響は、東北地方のみならず、関東・東海地方など広範囲に及んでいる。

静岡県内においても、農産物への影響は徐々に現れてきており、静岡県の基幹作物であるお茶への影響は特に大きく、風評被害も生じている状況である。

風評被害が生じた原因には、厚生労働省が定める食品中の放射性物質の暫定規制値に科学的根拠がないことが挙げられる。

生産者が誇りと自信を持って生産に励むことができ、消費者が安心して購入・消費できるような環境づくりが必要不可欠であることから、次の事項について強く要望する。

- 1 食品衛生法に基づく放射性物質の規制値の定めがない農産物に対して、早期に規制値を設定すること。
- 2 お茶をはじめとする加工品に対しても、科学的根拠に基づいた規制値を設けること。
- 3 風評被害による損害に対しては、責任を持って補償をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年7月1日

静岡県島田市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
文部科学大臣  
国家戦略担当大臣

} 様